

東日本の事コトヨウカ八日再考

——茨城・栃木のササガミ習俗を中心に——

松
崎
憲
三

はじめに

日本民俗学会における研究動向号はほぼ三年毎に刊行されているが、文字通り「年中行事」と銘打ってレビューがなされたのは、『日本民俗学』二七七号（二〇一四年二月刊）の二〇〇九年から二〇一一年の成果について倉石あつ子が執筆したものが最後である。それ以降は民俗学の対象の多様化への対処からか（？）、その時々々の視点、切り口から編集（分野の括り）がなされている。ともあれ倉石は先の論稿で、「学会誌に掲載された論文を見る限り、年中行事への関心は、極めて低調であると言わざるを得ない」と指摘し、「民俗学が生活文化を対象にしているとすれば、その日常的な生活リズムを作り、さまざまな行動の目安となる年中行事やそれにかかわる季節の変化に目が向かないということは、研究者自身が自分たちの生活への関心が極めて薄くなってきたという証拠ではないだろうか」と、研究者の取り組み姿勢を問題視している^①。

ちなみに、年中行事へのアプローチの方法に関しては、稲作を中心とした伝統的な行事にばかりにとらわれず、新しく生まれた（取り入れられた）年中行事の実態にも目を注ぐべきである。産業構造や生活様式が大幅に変化した現在、都市の生活リズムに見合った形で捉えなおすべきである、といった指摘がなされてきた。一方倉石は「円環する時間の儀礼である年中行事についての研究や調査が、暦日にこだわるだけでなく、季節感や式年祭祀、あるいは清少納言や吉田兼好がとりあげたような緩やかな生活リズムなど、様々な周期的事象までをも対象とするような視点があつてよいと思われる」と、研究者の視野の広さを求めている^②。

筆者自身は都市の生活リズムや季節感をテーマ^③としたり、諏訪系神社の御柱祭や千葉県下の式年祭を取り上げたこともあるが、^④いずれも単発的な論稿で体系的な記述の体をなしていない。それは、「ヒト・モノ（器物）・動植物の供養」を中心とする民俗信仰をメインテーマとし、その合い間に思いつくさまざまな研究テーマ（個人研

究であれ共同研究であれ）を手がけてしまった当然の帰結といえる。しかしながら、そうした積み重ねがやがて多量なりともまとまりのあるものへと展開するのではないか、そういう楽観的な見通しを持ちながら取り組んで来たし、その点は今も変わりが無い。近年では、通過儀礼や社会伝承（贈答慣行、擬制的親子関係⁽⁵⁾等と複合的に把握できる「七夕まつり」、「七つの祝いと七五三」に関心を持ち、まとめたことがある。いずれも歴史の変遷を踏まえて現状を確認し、課題を解明すべく努めたものである。小稿も同様の立場から分析を試みるつもりであるが、たまたま近年文化庁の記録選択無形民俗文化財に指定されていた北関東のササガミ習俗、松本および伊那地方の事八日に関する報告書が刊行され、大学院の授業で取り上げたことから、それならば何とかまとめてみようと思いついたのが、小稿執筆の契機にほかならない。

一、先行研究小史

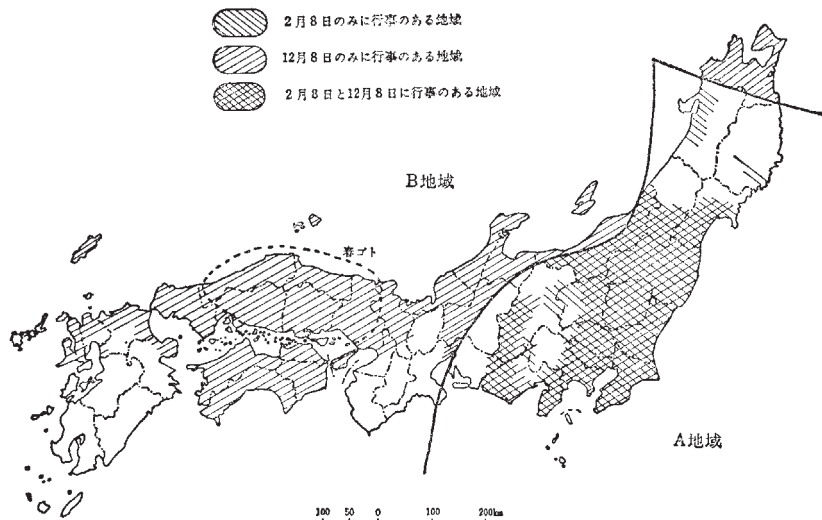
平成二十五年（二〇一三）十月に、小川直之の『日本の歳時伝承』が刊行されている⁽⁷⁾。同書は「歳暮と都市の市」に始まり「冬至」に至るまで、都合三六の行事を独りでまとめた力作である。同書の帯に「年中行事の淵源を探る」とあるように、文献を駆使しつつその歴史と本来の意味を明らかにしようとしたもので、民俗学的にはオーストックスな手法に則ったものといえる。小稿とかわかるのは「目一つ小僧の来る日」なる節にほかならない⁽⁸⁾。小川は五項目を立てて「目一つ小僧が来る日」について論じており、第一項「妖怪を研究する」においては、日本文化を象徴するものとして万葉集と妖怪の存在をあげ、後者については、妖怪絵巻の歴史とその研究史をかつてついで紹介している。ちなみに妖怪への関心は中世（四世紀）の「百鬼夜行絵巻」に遡り、また妖怪の研究は近世の平田篤胤に始まり、井上円了、柳田國男を経て今日に至ったとしている。柳田は民俗学を新国学と称しており、民俗学の萌芽は一般に本居宣長の『玉勝間』に求められているが、その弟子である平田篤胤は『勝五

郎再生記聞』、『仙童寅吉』等を通じて靈魂観や他界観研究の魁となった。その点だけ補足しておきたい。

さて、第二項「目一つ小僧の伝承」では、妖怪研究は日本人の精神的世界を描く上で恰好の素材であり、しかも年中行事の中でさまざまな場面で妖怪に出会うことができるとして事八日を引き合いに出している。そうして特に事八日における目一つ小僧の出現は、関東甲信越地方の各所で伝えるとして、神奈川、千葉の事例を紹介している。第三項「目一つ小僧の正体」では、二月と十二月の八日、いわゆる事八日に訪れる神の名称、属性についてかいつまんで分析を加え、この来訪する目一つ小僧（あるいはヒトツマナコ）については全国的に厄神や悪魔とする地域が多く、一つ目、一本足といった異形のものでとされていること、目籠を掲げたり、ニンニク、ヒイラギ等を家の戸口に掲げたりすることから、災厄や疫病をもたらすものを防衛しようとする心意がうかがえるとしている。一方では送り神形式をとる所もあるとつけ加えながら、山の神や田の神、エビス・大黒といった福神の去来伝承も地域によつては認められるものの、その点については触れられていない。

ともあれ先のように整理した後、「一本足の解釈は残るが……」と留保しつつ、目一つ小僧の正体を天目一箇神あめのまひとつ（たたら師の神）では説明がつかず、その正体は人の善悪を監視するという「天の眼」と考える方が良く、あまのまなこ「地の眼（井戸の眼）」と対応させつつ自説を展開している。人の善悪を監視する「天の眼」という見解が突如として登場するが、天の眼と地の眼が儀礼の上でも信仰レベルでもどう対応し、また何故一つ目小僧の正体と特定しうるのか、小川のオリジナルな説だけに、もう少し丹念に説明して欲しいような気もする。

第四項「目籠を立てる」では、天保九年（一八三八）刊の『東都歳時記』、文化六年（一八〇九）刊の世田谷区大場家『家例年中行事』、同じく文化年間（一八〇四～一八）の『諸国風俗問状・答』等による記載があり、古くからこの種の習俗が存在した点を強調している。最後の第五項「事始めと事納め」においては、二月八日を事始め、十二月八日を事納めという地域がある一方、事始めと事納めを逆とみる伝承が混在していると、仁安二年（一一六七）の九條兼家の日記『五葉』二月八日の条に「事始め」と記されており、平安時代にはすでにこの日



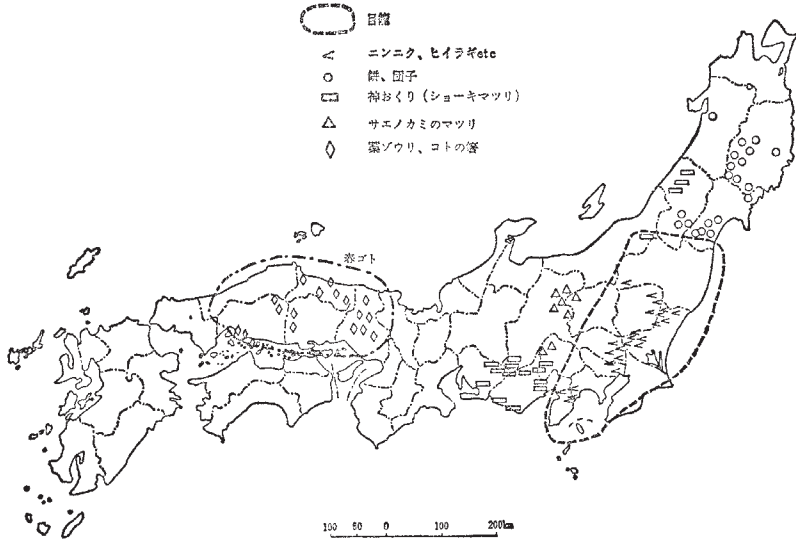
図(1) 事八日の行事日(北島[打江]註(10)による)

が公家の間で「事」の日となっていたのがわかるもの、
いづれが本来の始めか明確な判断はできないとして結
んでいる。

以上が小川の論のまとめであるが、先ずは事始めと事
納めの問題を中心に先行研究を整理し、その上で北関東
の事八日、特にササガミ習俗に焦点を当てて分析を試み
ることにしたい。

なお、近年事八日に言及したのは小川の論考ぐらいで
あるが、それ以前の研究については大島建彦が『双書フ
オークロアの視点八・コト八日』(岩崎美術社 一九八九)
を編んで要領よくまとめており、^⑤同書を参考にしながら
整理してみることにしたい。

事八日の祭日について全国的な把握を試みたのは北島
(打江)春子である。北島は全国七三四件の資料をもと
に(ただし、具体的資料名は記載されていない)、図(1)を作
成した。それによれば、A地域(東日本)とB地域(西
日本、青森を含む)に分けることができ、A地域では二
月八日、十二月八日に行事があり、東京周辺では十二月
八日が事始め、二月八日が事納め^{コト}で、事は正月行事と解
されているという。しかしA地域全般では、これと逆に



図(2) 事八日における戸口の揭示物(北島[打江]註(10)による)

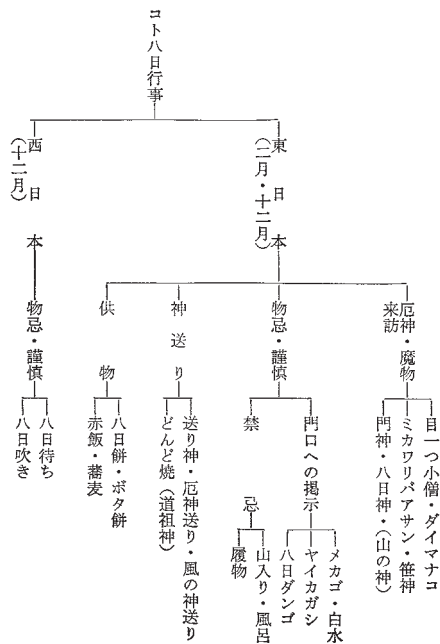
なっており、二月八日が事始め、十二月八日が事納めとなっていて春秋のそれは対応しており、農事始めと農事納めの時期における節目にほかならないという。一方B地域の十二月八日の代表的なものは、八日待ち、ウソバライといった共同飲食や八日吹きなどの伝承、薬師の祭りなどであり、春ゴト、コト節供、シヨウジンコトなどが、事八日の行事と関連を持つと指摘している。^⑩

北島は、このほか当日門口に掲げる(呪)物(図(2))や来訪神の伝承、物忌、供物等にも言及しており、^⑪それを受けて富山昭がまとめたものが表(1)である、^⑫東日本と西日本との地域差をはじめとして、事八日の多様なあり方が見て取れる。

なお、東日本と西日本との地域差について山口貞夫は、

要するに二月八日及び東国の十二月八日は、元々山の神の伝来する日であった。この神が片目であると言う思想があった為に信仰の下落に伴って一目小僧に堕し、神を迎えるために静肅を守った人々

表(1) 事八日の構成(富山註(12)による)



言い替えば東日本に於ては二月八日と十二月八日に神去来の信仰あるいはその痕跡が見出されるのに反し、西日本にあつてはそれが全く消滅し、しかも針千本、針供養、嘘晴れ、誓文払等の多様な信仰を生んでいることである。

と述べて、さらに、

は悪霊を恐れて蟄居に至つた。神の依代として竿頭に掲げた目籠は一目小僧と目数を争う道具となり終り、別に臭気をかがせて邪霊を払う行事までも付加されるに至つた。現存する資料から比較すると大体こんな想像がつくのである。

と結論づけている⁽¹³⁾。山口のように、事八日の来訪神を山の神と田の神との去来伝承と結びつけて考える論者はかつてはこのほか多かつた。一方事始め事納め(事じまい)については和歌森太郎が『年中行事』の中で、「十二月八日が事はじめ、二月八日が事おさめと呼ぶ方が本来の形であつたように見える」との立場から、「コトは、本書の初めにも述べた通り、神事である。そして神事というものの原質は物忌にあつたのである。一年の農事

から農事に及ぶ物忌期間がこの二か月間であつたのだろう。そしてその両端が強く事八日として残つたのだろう」と指摘している。¹⁵⁾

以上の研究史を踏まえて大島は、「今日の民俗学の大勢としては、春の行事の一端に、二月八日のコトハジメがいと生まれ、秋の祭りや行事の一端に、十二月八日のコトオサメがいとなまれたと解されている」としつつも、

実際に、さまざまな正月の行事を通じて、十二月の刈上げ祭りと通ずるものと、二月の田の神迎えと通ずるものが、かなりあきらかに認められるのである。そういうわけで、二月および十二月のコト八日が、一年間の農事の過程に即したものであつても一聯の正月行事とかかわりながら、むしろ特別の意味をもつておこなわれたといえないことはない。それだけに、このコトの八日の性格についても、一年間の行事の構造をかえりみながら、いつそう精細な分析を加えなければならないであらう。

と、慎重な姿勢をとっている。¹⁶⁾しかしながらこと来訪神の属性、事八日の性格となると、大晦日や節分に疫病神や厄神を祀る風習を前提に、さらには道祖神信仰との結びつきを視野に、

小正月の火祭りというものが、そのような道祖神などの信仰とつながっていたのは、それが歳神送りの行事だけにとどまらないで、むしろ厄神送りの方に傾いていたためではないかと思われる。そしてコト八日の行事というのも、その小正月の火祭りなどと同じように、悪霊の鎮送を中心になりたつていたといえるのはなからうか。

と、明快に結論を下しているのである。¹⁷⁾

表(1)を見れば一目瞭然のように、事八日に関する伝承は多様かつ錯綜しており、その把握は一筋縄では行かない。幸い近年詳細な報告書が刊行されたことから、まずはササガミ習俗を中心に、茨城と栃木県下の事八日の実態を明らかにしたい。

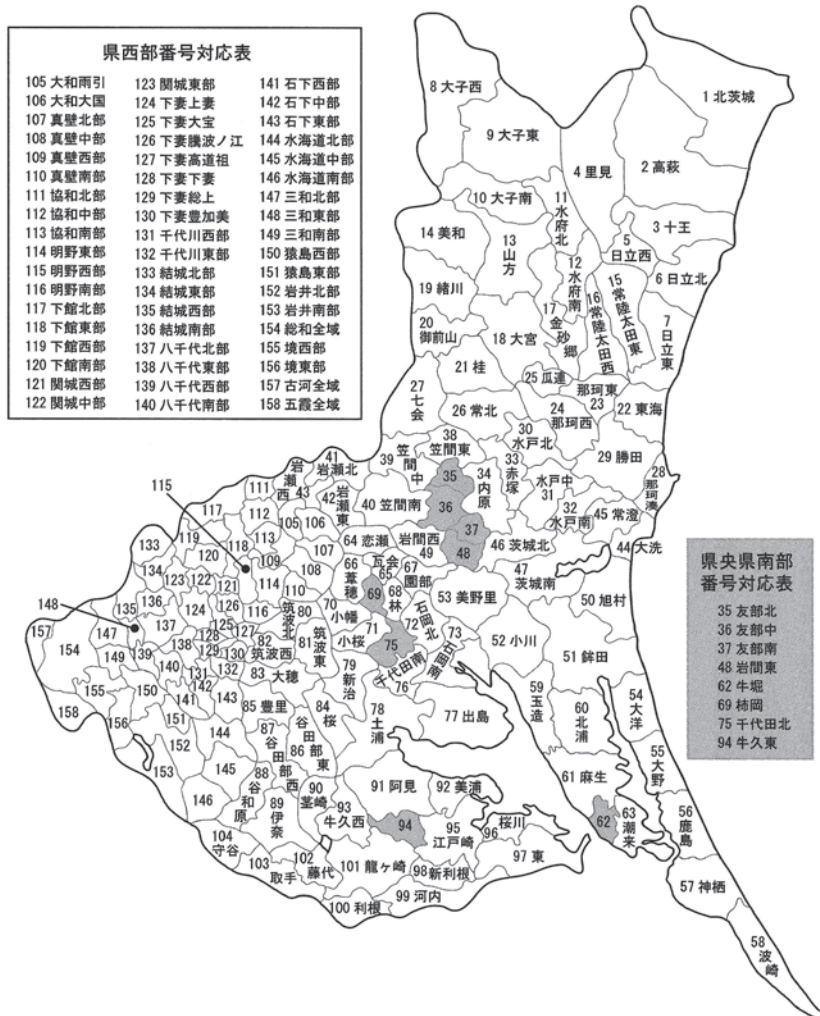
二、茨城のササガミ習俗

(1) 事八日の概要






茨城県によるササガミ習俗の記録作成事業は、平成十六、十七年(二〇〇四、二〇〇五)の二ヶ年にわたって行なわれ、都合一五八箇地点のデータが得られた。このデータを九地域、すなわち(1)古河周辺地域、(2)鬼怒川・小貝川流域北部地域、(3)筑波西部地域、(4)筑波東部地域、(5)鬼怒川・小貝川流域南部地域、(6)県北地域、(7)水戸周辺地域、(8)鹿行地域、(9)霞ヶ浦周辺地域に分けて分析を加えている。なお、ササガミ習俗とは、いうまでもなく事八日に行なうもので、一メートル弱の笹、茅など三本の枝の先を結んで根本を広げ、母屋の表や裏に立て、笹・茅等の先にウドン・ソバ等の供物を載せるといふもので、中にはササガミサマの去来伝承を持つものもあり、この時目籠を揚げたり、いわゆるヤイカガシの類を戸口に飾ることもしていた。このササガミの習俗は、(1)古河周辺地域、(3)筑波西部地域に広く行われていたし、(8)鹿行地域の銚田市の一部でも認められた。

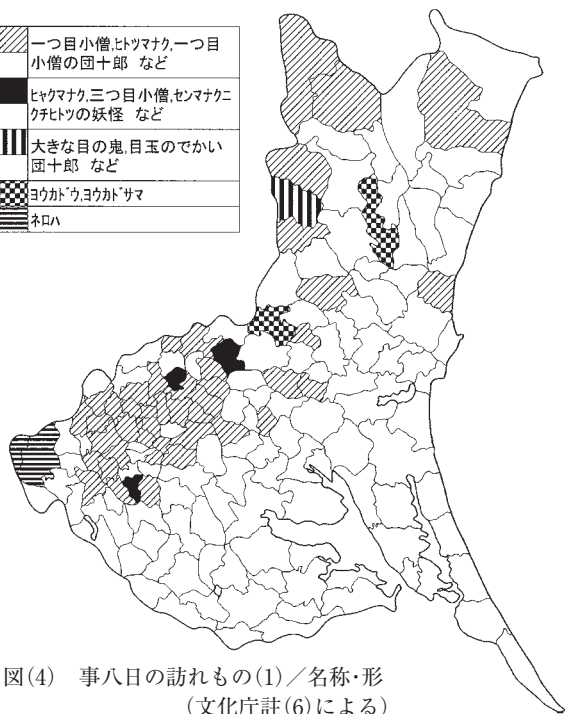
ササガミ習俗の検討に先立って、広く茨城県の事八日全般について概観することにした。

北島の作成した図(1)をみると、次章で取り上げる栃木県同様二月八日と十二月八日に行事のある地域で、しかも目籠を揚げるとともに、ニンニク・ヒイラギなどの魔除けの呪物を戸口に飾る地域となっている。茨城県における二月八日の呼称は、事始め・ササガミサマ・ササガミ送り・地鎮祭・エビス講・ニンニク豆腐の日等である。ニンニク豆腐とは、ニンニク豆腐の細片をヒイラギや茅の串に刺して戸口に飾って魔除けとするものである。ま



図(3) サザガミ習俗調査区分図(文化庁註(6)による)

	一つ目小僧、ヒツマナク、一つ目小僧の団十郎 など
	ヒヤクマナク、三つ目小僧、センマナク、クチヒツツの妖怪 など
	大きな目の鬼、目玉のでかい団十郎 など
	ヨウカトウ、ヨウカトサマ
	ネロハ



図(4) 事八日の訪れもの(1)／名称・形
(文化庁註(6)による)

た地鎮祭には、農事始めの意味が込められているようである。なお、この日県下では針供養も広く行われていた。一方十二月八日の呼称は、師走八日・事納め・ササガミサマ・エビス講・セイモンバライ・ニンイク豆腐の日等々である。なお、今回報告書がまとめた事八日の要素は以下の一五点におよんでおり、事八日の多様な様相が見て取れる。

①妖怪等の去来 アクマ(悪魔)・オバケ(お化け)・ヒトツメコゾウ・ヒトツメタマノダンジュウロウ(二つ目玉

の団十郎)・ヒトツメノカイブツ(二つ目の怪物)・ダイヤモンド・ヒトツメノオニ(二つ目の鬼)・ヒトノマナコ・ヒヤクマナコ・ネロハ・ヤクビヨウガミ・ピンボウガミ(貧乏神)・オニ・泥棒等

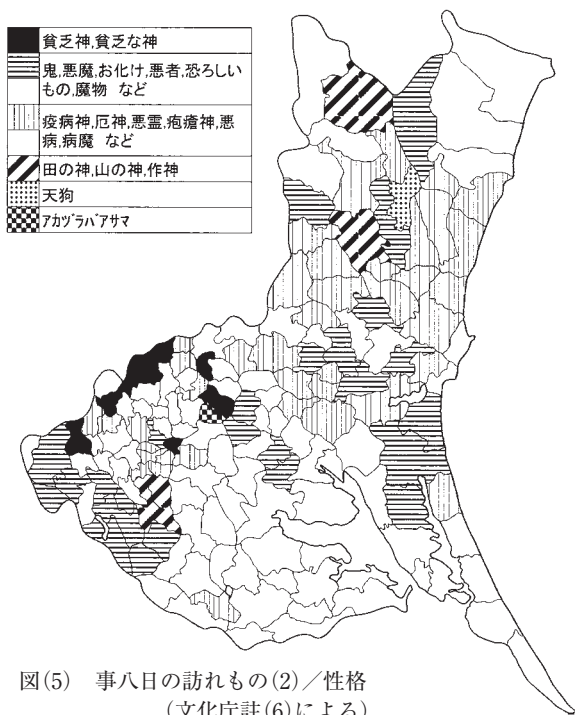
②ササガミサマのまつり(ササガミサマ・ヨウガサマ・ヨウカドウ)

③タノカミ(田の神)・ヤマノカミ(山の神)等の去来とそれに伴う儀礼(山入りの禁忌・空白を三回たたく)

④エビス・ダイコク等の去来(エビス講)

⑤居住空間の表と裏、上を通る妖怪や神

⑥メカゴ・ザルを立てて除災(ニンニクトウフ・豆柄と鯛の頭・ヒイラギ)

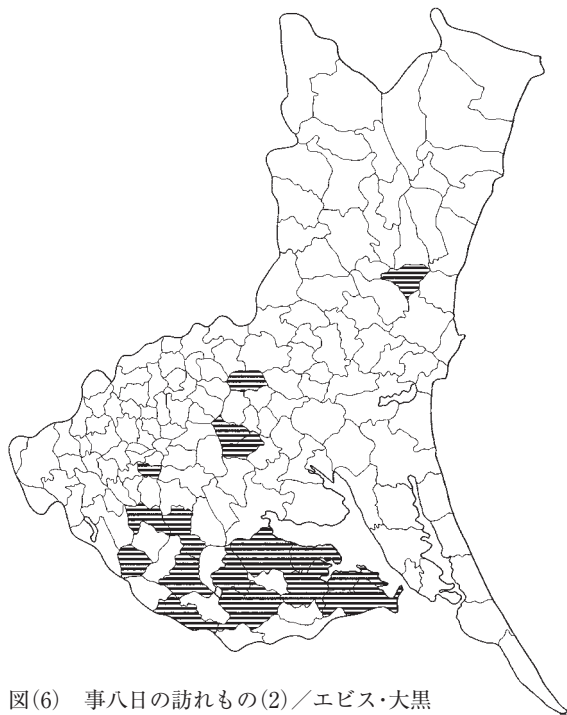


図(5) 事八日の訪れもの(2)／性格
(文化庁註(6)による)

(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(8)は表(1)の「厄神・魔物の来訪に」、(6)、(7)は「物忌・謹慎」のうちの「門口の標示」に、(11)、(12)、(13)は「禁忌」に対応する。また(10)は「供物」に対応し、(15)は全国的に広く行われているものである。(9)と関連して、襟掛け餅については「七つの祝いと七五三」なる拙論で言及したことがあるが茨城県の特徴的な習俗の一つといえる。一方(15)のカラス呼びは烏勸請とも称し、全国的に広く見られる。正月行事としてあるいは事八日に行われるもので、烏に餅や団子を食べさせて吉凶を判断したり厄病除けとするものだが、茨城では事八日の行事として行なわれている。

- ⑧ エビスが金銭を撒いて行く(錢撒き)
- ⑨ 子供の祝い・除災(襟掛け餅・セマモリ(背守り)・子安講・犬供養)
- ⑩ 餅・ダンゴ(おここの餅・襟掛け餅・オニのおつかね餅・オニのたまげた餅・太神楽餅)
- ⑪ 仕事禁忌・山入り禁忌
- ⑫ 早寝・早起き
- ⑬ 履物等所有物を出さない
- ⑭ 針供養(トウフ・こんにやく・魔針の処理と供養)
- ⑮ カラス呼び

これらを富山がまとめた表(1)と比べると、



図(6) 事八日の訪れもの(2)／エビス・大黒
(文化庁註(6)による)

ちなみに、この日訪れるとされる神や妖怪(以下訪れものと記す)は多岐におよんでおり、ササガミサマを除く訪れものは図(4)、(5)、(6)の通りである。一ツ目や三ツ目、目玉の大きい妖怪や貧乏神・厄病神が多い中で、県南部には、エビス・大黒とする地域が広がり、北部の太子町・常陸大宮市、南部の石下町・水海道市などには、田の神・山の神の去来を伝える所も存在する。このうち田の神の去来と関連して、藤田稔は次のように指摘している。²⁰⁾

二月八日は、二月十日の伝承と関連させてはじめて理解されうる。二月十日の行事として常陸北部の田の神おろしが重要な資料として民俗学会に提供されている。私の調査した範囲では、この日を「田の神様」と呼んでいるのは、那珂郡、久慈郡、常陸太田市、北茨城市、日立市、勝田市、那珂湊市、東茨城市、西茨城市に限られているが、(中略)これに類した行事が県西でも行われている。田の神おろしは、十日未明(丑の刻)に正月の松葉を燃して、カラスを三回つく行事を呼んでいる。

(中略) 二月八日の行事は、この十日未明の「田の神おろし」の前提としての物忌すべき日と解することができる。田の神おろしが済んだ二月十日は「団子を食べ遊ぶ」といわれ二月カミゴト(神事)としているのは生産神の無事来臨されたのちの祝日と解すべきである。

これに対して十二月八日については、

田の神迎えの日として最も早い二月八日と、田の神送りの最終の日としての十二月八日は田の神のみならず諸々のこと様(神々)が移動する日であったとみられる。(中略)即ち二度の八日は本来神々(ゴト様)の移動される日であるが、二月八日は他の神々と共に田の神も移動して、民家を訪れると考えられた。人々にとって生産神としての田の神の来臨は歓迎するが、その他の疫病神にとりつかれたくない、という考え方がこの日特に疫病神を除けるために目籠を立て、ニンク豆腐を門口に刺すなどしたわけである。関東では十二月以前に既に田の神はお還りになられ、他の神々のみが十二月八日に移動すると考えられたため、二月八日が十二月八日より重要なものとされたのであろう。二月八日が「子祝い」や「針供養」の行われる重要な祈り日となった意味も判明する。

と述べている。⁽²⁾このように、藤田は田の神去来伝承との関連で解釈しようとしているが、実際問題事八日の訪れものを田の神・山の神・作の神とする地域は、図(5)を見ればわかるようにわずかな地域にすぎず、多くは厄病・疫病神・貧乏神と見なしているのである。この点をどう理解すべきなのだろうか。藤田の見解で興味深いのは、二月八日と十二月八日は、田の神のみならず「諸々のこと様(神々)が移動する日であったとみられる」とした部分である。この点に留意した上で、県西部に広く分布するササガミ習俗に分析を加えることにしたい。

(2)ササガミサマをめぐって
広く事八日の事例も視野に入れながら、ササガミ習俗の具体例を見ることがしたい。先ずは文献に記されたものである。⁽²⁾

(A) 弘化三年(一八四六) 真壁町真壁新宿町 安達家文書、年中行事帳

二月

七日夜 目籠高く

八日 笹神之御祭り 小豆めし

十二月

一、七日夜 目籠ヲ高く立る

八日

一、笹神様御祭り 赤飯

(B) 万延元年(一八六〇) 下妻市横根 横瀬家「年中家行事」

二月八日 夜業なし

晩に麦飯焚。

笹神を庭へ作り、長竿の頭に籠を堅る也

(C) 慶応三年(一八六七) 三和町仁連鈴木家文書「年中行事亀鑑」

(※註二月)

八日

一、籠ヲ棹ニさし七日夜建置候事

一、笹神と唱竹の枝を結合井戸の辺りに送候事

一、夕飯計 蕎麦 右笹神へ備候事

短キハ内ニテ用ヘベシ

一、春の事収めと唱裏へ造り候事

一、辻くり 百万遍之数珠をくり念仏を唱え門々軒別廻候

初穂十式綱茶うけを拵ひ置茶を振舞可申事

(※註 十二月)

八日

一、夕計蕎麦 笹神其外二月通

正月之事始メ二月通り但表ニ参ル

以上三例のうち、(B)だけは二月八日一回のみササガミを祀っていたようである。また(C)は二月八日を事始め、十二月八日を事収めと称し、それぞれササガミを母屋の表、裏と区別して祀っていた。また(C)は、これら家毎の行事と別に、地域全体の行事として百万遍の辻くり、門くりをしていたことがわかる。ササガミ習俗という訳ではないが、やはり地域全体で行なう行事を次に紹介したい。

事例(1) (筑波山西部地域) 真壁町桜井の五味田地区

二月五日に稲藁でオオワラジを作るヨウカマツリと呼ばれる行事が行われる。地区の南入口に縦一メートル、横五〇センチメートルくらいの大きな藁草履を掲げ、北口・西口・東口は縦五〇センチメートル、横二五センチメートルくらいの藁草履を掲げる。これほど大きな化け物がこの地区にいるからと、地区に入ろうとするヤクビヨウガミを追い払うのだという。五穀豊穡と村内安全を祈願する。⁽²³⁾

他に事八日に行なう集団的行事についての報告例は見当たらないが、個別家毎の行事に合わせて、百万遍の数珠練りや、さらには所謂道切り行事をしていた地域があることが知られる。いずれも厄神除け、悪霊、悪魔除けの類である。以下ササガミ習俗の事例に移る。

事例(2) (古河周辺地域) 総和町上大野

上大野のC家では二月八日をササガミサマ、十二月八日をシワスヨウカもしくはササガミサマと呼んでいる。二月八日には、「ササガミ」(ササガミノウマと呼ぶ)を主屋の表に立てるのであるが、これはササダケを使わずカヤの束の先を結んだものである。この上に供物のソバを箸ですくって結んだ部分に載せるのだという。十二月八日には、このカヤで作ったササガミサマノウマを主屋の裏に作る。供物は二月同様、ソバを箸ですくって上に載せたという。この家ではササガミサマはビンボウガミだといわれている。またC家では、この日にはヤクビヨウガミである「ヒトツメダマノダンジロウ」が来るといので、七日の晩から八日の晩まで主屋の軒下にメエケを付けた竿を立て掛けておいた。ダンジロウは、この日履物を外に出しておくとおくとハンコを押して行くという。ハンコを押された下駄や草履をはくと足が重くなると伝えられているため、履物は全て軒下にしまいこんだという。⁽²⁴⁾このほかにこの日には、ヒイラギを二本ずつ、トシコシのヤツカガシ同様主屋の戸口四方所に挿したという。

事例(3) (古河周辺地域) 総和町上大野

上大野のD家では、二月八日、十二月八日をササガミサマといい、「ササガミ」(ササガミサマと呼ぶ)を作っていた。D家のササガミサマは、先を丸めて結んだササダケを一本のみで、十二月八日には主屋の裏に、二月八日には表に作るのだという。供物はウドンを作り結んだ笹の上に供えた。大正九年生まれの男性によれば、「ササガミサマはピンボウガミで、借金取りに追われて暮れには家の裏に逃げ隠れ、年が明けると晴れて表に出られる」といわれている⁽²⁶⁾。

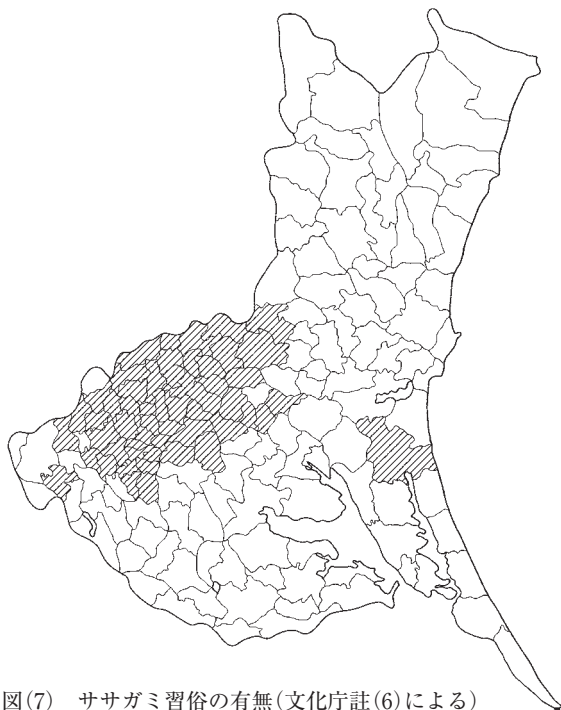
事例(4) (古河周辺地域) 石下町向石

石下町向石下のA家では、二月八日、十二月八日をササガミサマと呼んだ。この両日にはヒトツメコゾウ・アクマ・オバケ・オニ・タノカミ・ヤマノカミなどがやって来るといわれ、昭和三十年頃まで「ササガミ」(ササガミサマと呼ぶ)を当日の夕方に作り、二月八日に主屋の裏に、十二月八日には主屋の表に立てた。ササガミサマはタノカミであり、十二月八日は家で農事を見守っていた神が山に帰る日であり、十二月八日は山に帰った神が再び家に戻って来る日であるという。ササガミサマを祀る理由はタノカミを祀るためである。「ササガミ」の材料となるササダケは竹林に生えているものを男性が取りに行った。

A家の「ササガミ」は、ササダケ三本を上部で一つに結び、その結び目に供物をする形のものである。供物はソバ・ウドン・赤飯で当日の夕食時に作った。この「ササガミ」は翌朝燃やした。

このほかA家では、二月八日と十二月八日には早寝をし、また、メカゴを竹に付け主屋の表に立て掛けた⁽²⁶⁾。

以上のうち、事例(2)と(3)はササガミを二月八日は母屋の表に、十二月八日は母屋の裏に飾るのに対して、事例(4)はその逆であった。それに対応してか、前二者がササガミサマをピンボウガミとするのに対して、後者では田の



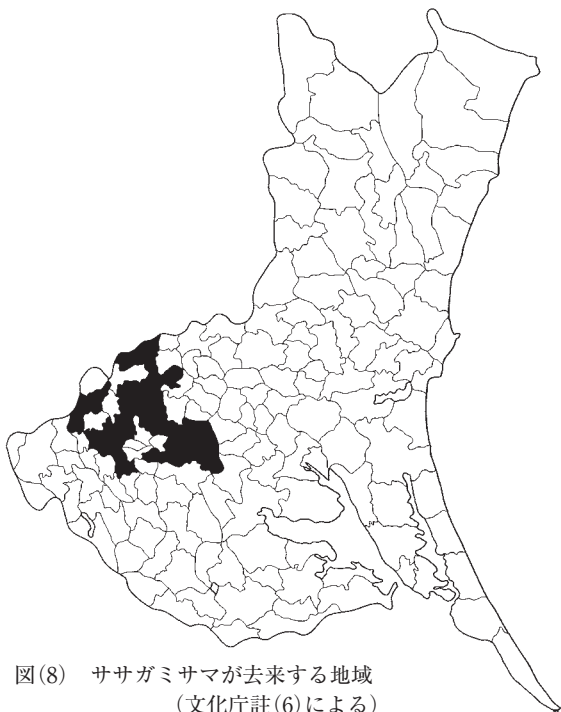
図(7) ササガミ習俗の有無(文化庁註(6)による)

神としている。藤田のいう「田の神おろし」は茨城県北部に広く分布しているが、田の神の去来伝承は南部地域では相対的に少ない。しかもササガミ習俗を習合した例は稀である。また事例(2)と(4)は、それぞれ性格の異なるササガミサマを祀りながら、それに加えてヒトツメノダンジロウその他の厄神を防ぐべく、目籠を掲げている点は注目される。事例(4)はその目的は不明確であるが、目籠だけ両日とも母屋の表に立てるとするのは、ササガミサマ(すなわちタノカミサマ)に対する対応ではなく、事八日一般にみられる厄神への対応と見なすことができる。もう一つ事例を紹介するが、これもササガミ習俗とのかかわりはない。先に田の神の去来伝承に関わる事例を

掲げたので、最後にエビスの去来伝承が伴うものを紹介する。

事例(5) (鬼怒川・小貝川流域南部地域)
つくば市館野

福田坪のB家では、旧暦十二月八日をシワスヨウカと呼び、二月八日は特に呼称はない。旧暦の十二月八日にはエビスサマがお金を稼いで持って来る、また、エビスダイコクさんが来るともいう。シワスヨウカのエビスサマといい、エビス講・エビスダイコク・ダイコクエビスの日であるともいう。この日には、竹をきれいにして籠を逆さにして支え、家の前



図(8) ササガミが去来する地域
(文化庁註(6)による)

もある。ともあれ、エビス・大黒様の去来伝承については、事例(5)と異なり、二月に家の表から稼ぎに出るもの、あまりもうからなかったので十二月には裏から帰るといふ伝承もある。エビス・大黒や福神の去来伝承に関しては、県南地域に広く分布することから、商業主義の浸透地域故といった理由を上げる向きもあるが、充分な根拠がある訳ではない。

以上、最小限の事例しか取り上げられなかったが、ササガミは事例のように二月八日と十二月八日に作られることが多いものの、二月のみ(八郷町・つくば市・境町)、十二月のみ(笠間市・岩瀬市・つくば市・結城市・八千代

に置く。旧暦の十二月八日(十一月八日だったかも知れないという)の前日にクサカリカゴを竹竿に逆さに掛け、ダイジンゴウサマ(大神宮様、神棚)の前に当たる主屋の正面中央の屋根に立て掛けた。夜にその下に小銭を撒いておき、翌朝、子供たちに「エビス、ダイコクサンが来た」と言って小銭を拾わせた。旧暦十二月八日の前日から八日朝まで行方。子供が小さい頃は行っていたが、お金がないから最近はやらないという。近所でも行っていたという。

つくば市域では、かつてエビス講は十一月八日、十二月八日と二回していた所

市・大和村)という地域もある。またこの日の呼称は、ササガミサマが去来するということから、ササガミサマの日と呼ぶ地域が多い。しかし、県内の中央部から西にかけては、日にちそのものをさす二月八日、師走八日と呼ぶ地域も目立つ。このほか訪れものの名称そのままにダイマナク、一つ目小僧と称している地域もある。事八日の訪れものの多様さについては既にふれたが、ササガミサマに限って言えば、多くは貧乏な神(八郷町・大和町・真壁町・協和町・下妻町・石下町等)であったという。こうした地域では、十二月には借金取りが来るので裏側に隠れるためにササガミサマを裏に作り、二月になると心配がなくなるので表に作るといった伝承がある。一方数は少ないが、ササガミサマを福の神(八郷町)、田の神(下妻町・石下町)とする地域もあった。これらは、県南部にエビス・大黒の去来伝承のある地域が広がっていることとも関連するとされている⁽²⁸⁾。

ササガミサマの去来と関連して、この日山へ入ってはいけない、履物を出しておいてはいけないと伝えており、事八日特有の禁忌が確認できる。ちなみにササガミ習俗には、必ずしもササガミサマの去来伝承が伴わないケースも存在する⁽²⁹⁾。ササガミの形態と機能については先に述べた通りであり、このしつらえを神様の出入口(つくば市作岡・石下町岡田)と見なしたり、オニの家(岩井市・猿島町)と言う人もいる。一方では、このしつらえ自体をササダナ(境町)と呼び、神棚に準ずるものとする所もあり、また供物の台座(八郷町小堀)と把える所もあることは注目に値する。事例(2)のように、貧乏神としてのササガミサマを祀るほか、やはりこの日にやって来る厄病神、ヒトツメダマノダンジロウへの対処として目籠を掲げており、ササガミは本来この日の訪れものに供物あげるしつらえにすぎなかったものが、いつしか神格化され、この日の訪れものに近い性格を帯びるに至った、このように考えることができる。

三、栃木県のササガミ習俗

(1) 事八日の概要

北島の作成した図(1)を見ると、栃木県も二月八日と十二月八日ともに行事が行なわれている地域である。このうち二月八日の呼称を、県の中央部および県の南部から西部にかけては事始めと称し、この事始めと並んで県下で多く見られる呼称にダイマナコ・ダイマナクがあり、このほか、ニガツヨウカ、ササガミサマなどの呼称も見られる。そうしてこの日は、目籠を母屋の軒先に高く掲げたり、草刈り籠を庭に伏せたりする所が多い。また、この日やって来る魔物を撃退するために、ニンニクと豆腐を戸口に掲げる風習も広く分布し、ニンニクの代わりにネギやトウガラシ、鱈の頭を掲げる所もある。針供養も広い地域で行なわれている。

一方、十二月八日もほぼ同じような行事を行なっており、その対応関係は茨城のそれよりも明確で、二月八日を事始め、十二月八日を事納め・事じまいと称している。しかし、これが逆転しているのが今市市小倉のそれであり、二月八日は正月飾りを片付けることから事納め、十二月八日は正月準備をすることから事始めと呼んでいる。しかし、こうした事例は栃木県内では極めて珍しいとい^②う。

ちなみに、この両日の訪れものを厄病・疫病神・お化け・鬼とする所が圧倒的に多いが、一つ目小僧やダイマナコ・ダイマナクと呼ぶ地域も、宇都宮市・栃木市・下都賀郡・芳賀郡・那須郡などに広がっている。以上のように災いをもたらす好ましくないものがやって来るとされる一方、福や幸をもたらす神がやって来るとい^①う伝承もあって、足利市や壬生町・大平町などでは田の神・山の神がやって来ると伝え、また同じく足利市や壬生町の中にはエビス・大黒がやって来る日とされており、茨城県下と共通している点も多い。

以上は各戸で行なわれるものであるが、地域集団で行なわれるものとしては、ムラ境に大ワラジを吊り下げた

り、注連縄を張ったりする事例が見られる。しかし、百万遍の数珠を繰る習俗は確認されていない。

(2) ササガミサマをめぐって

栃木県におけるササガミ習俗は、県の中央部から南東部一帯にかけて広く伝承されていた。しかし、今日確認できたのは一三九調査地区のうち六三地区にすぎず、現在も行なっているとの回答を得たのは、鹿沼市笹原田・菅沼家と小山市伊石塚・岸家の二軒だけだったという。昭和二十、三十年代に急激に消滅していったとのものである。ただし、事八日関連の他の行事は、塩原町・黒磯市・那須市・黒羽町の一部で現在も実施されていると³³⁾う。

例によって文献記載のものからこの種の習俗の実態を見ることにしたい。

(A) 明治四十四年(一九一〇) 旧南河内町(現下野市)「吉田村郷土誌」

二月八日 農家ノ事始メト称シテ、休業ス。前夜ヨリ大眼トテ、軒ニ大籠目籠ヲ竹ノ先ニ付ケ樹ツ。悪魔除ケナリトイウ。夕ニ至レバ表庭ニ笹神ヲ造リ蕎麦ヲ供エテ祭ル。字ニヨリテハ門団子ヲ造ルアリ。蕎麦カキヲ造ルアリ

十二月八日 此ノ月八年ノ終りの月ナレバ 迎歳ノ支度ニ多忙ニシテ休業セザルハ一般ナレドモ事終リト称シテ八日前夜ヨリ大眼ヲタテ、二月八日同様ニ祝ウ

この地域では、旧暦二月八日は事八日とか事始めと呼ばれて、ササガミをつくり、ダイマナコ除けの大籠・目籠を掲げていたことがわかる。この記述を見ると、ササガミは供え物の棚のようにも見える。一方十二月八日は師走八日と称して二月八日同様の行事を行っていた。なお、旧南河内町町田のある家では、「二月八日のコトハジ

メに対して、十二月八日をコトジマイという。この日はコトハジメの日に作物を見回りに出ていった神様が、野良の仕事を終えて帰ってくる日なんだ」と伝えていたという。この伝承が、田の神の去来を彷彿させるが、旧南河内町では、二月十日を地鎮様とってこの日地鎮様が農家にやって来て、十月十日に天に帰ると伝えている。³⁴⁾二月のこの時期は、節分、ダイマナコ(ササガミサマ)、地鎮様、初午と続くが、前二者が疫神や悪魔を追い払うための行事であるのに対して、地鎮様、初午は農作業の無事や豊作を祈るための行事にほかならない。ちなみに、栃木県下では旧暦二月十日を田の神迎え、田の神おろしなどと称しており、旧南河内のような県南部や西部にかけては少なく、東部から北部にかけて広く伝承されている。

旧南河内町では、『南河内町史民俗編』が刊行された一九九五年時点では、ササガミ習俗で現存する例はなかったが、いくつか聞き取りを果たせた。以下二例ほど紹介する。

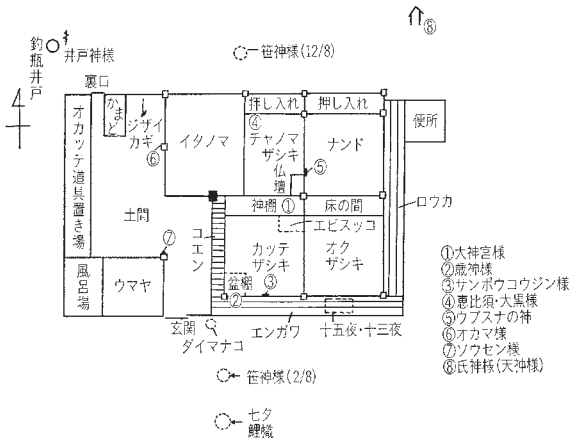
事例(1) 旧南河内町(現下野市)谷地賀・大山家(図(9)参照)

二月八日と十二月八日のダイマナコは、玄関のすぐ脇にメカイゴを竹竿につけて立て掛けた。また笹神様を立てるのは、二月が邸の正面で、十二月が裏である。³⁵⁾

事例(2) 旧南河内町(現下野市)谷坪山・大島家

十二月二十日と年が明けた正月八日の年二回、ダイマナグと同じ日にササガミサマを祀る。マナグは家の表にしかないが、ササガミサマは家の表と裏にする。どちらの日が表か裏だったのか不明確だが、笹竹を三本束ねて立ててその上に蕎麦かうドンをかけて供える。この夜、履物を外に出しておいてはいけないといわれた。³⁶⁾

これらの事例では、ササガミサマは母屋の表と裏に設置するようであり、家の神の図と対応させて見ると興味



図(9) 下野市谷地賀大山家の家の神とササガミサマ
(南河内町史編さん委員会註(32)による)

深い。しかし残念ながら、ササガミの属性はよくわからない。そこで最後に、栃木県内で現存する二例のうちの一つを取り上げることにしたい。

事例(3) 鹿沼市大字笹原田・菅沼家

二月八日、十二月八日ともダイマナクと称し、この日ヤクガミがやって来るといふ。菅沼家では現在も実施しているが、近隣の家で行っていたのは昭和二十年(一九四五)頃までで、二、三の家で昭和五十五年(一九八〇)

頃まで実施していた。その行事であるが二月八日が早朝七時頃、十二月八日は夕方六時頃である。一家の主が屋敷内の竹藪から、長さ一・二メートルほどのもので曲がりのない真つ直ぐ笹の葉の付いたマダケ三本を取って来る。ササガミサマはササダケを一边が三五〜四五センチメートルの三角錐形に地面に突き刺したもので、頂部の笹を結ぶ。なお、菅沼家ではこの笹飾りをコトザサと称し、ササガミサマとはいわない。また、コトザサは祭りの直前に作る。供物は小豆飯で、コトザサを作る直前に炊く。従って二月八日は早朝に炊いてコトザサに供えた後に朝食として家族全員がいただし、一方十二月八日は夕方に炊き、同じくコトザサに供えた後に夕食として家族全員がいたし。この時ソバガキも合わせて食べる。ソバガキを食べると厄を除けるといわれている。

コトザサを設置する場所は、二月八日は母屋の前庭、十二月八日の場合は母屋背後である。コトザサにおける祭りは当主が行なう。小豆飯を持ったゴクバチ（御供鉢）を持参して笹飾りの所に向向く。二月八日の場合は、ヤクガミが玄関より出て行くことから、出て行く方向つまり笹飾りの北側に立ち南を向いて小豆を供えて拜礼する。一方、十二月八日の場合は、ヤクガミを裏口より迎え入れることから、笹飾りの南側に立ち北を向いて供物を供え拜礼する。このように十二月八日にヤクガミがやって来るので、病を撒き散らされたり、災いを振りまかれたりしないように二月八日まで家に泊めておく。従がって十二月八日の場合は、ヤクガミがやって来たことを他の家の者に見つからないように、目立たない母屋の背後に目印のコトザサを作り供物を供える。そしてヤクガミを母屋の裏口から招き宿らせるといふ。一方、二月八日は、ヤクガミが出て行く日であり、この日は他人に見られても構わないといわれている。従がって母屋の前庭にコトザサを飾り、表玄関よりヤクガミに自由に出て行ってもらうのだという。コトザサは二月、十二月とも一〇日間くらいそのままにしておき、その後取り外して川（屋敷の東側を流れる黒川）に流した。現在は屋敷内のウジガミに持って行きそこに置く。

また、この両日母屋の玄関前の軒先に物干しざおの先のメカイカゴを付けて立てかける。なお、二月の場合は前日の七日夕方に立て掛け、八日午前一〇時頃に外す。一方十二月の場合は、午前三時頃に立て掛け八時頃に取り外す。メカイカゴを立て掛ける理由は、ヤクガミが入って来ないように、高い所から大きな目で見張るためだといふ。さらに八日の朝、いろりでグミの木の小枝を焼き屋敷の各出入口に置く。なお、グミの木の小枝を出入口に置くまでは表に出てはいけないという。燃やしたグミの木を出入口に置く理由については、燃やした際に出る匂いをヤクガミが嫌うためとのことである。

この両日にかかわる俗信については、母屋の軒先にある履物は、前日の明るいうちに台所に取り込むものだといわれている。それは、履物を母屋の軒先に置いたままにしておくとかヤクガミに判を押され、判を押された履物の所有者は病になるからという。八日の朝は、あまり早く早く起きるな、起きるとヤクガミに取り憑かれるともいっ

ている。⁽³⁷⁾

このように、菅沼家ではかなり丁寧に行事がなされているが、コトザサおよびメカイカゴはヤクガミへの対処とはいえ、設置する場所が異なっていた。のみならず、ヤクガミへの対応姿勢も相違している。すなわち、メカイカゴそして燃やしたグミの小枝はもっぱらヤクガミ除けを目的としているのに対してコトザサは供え物をのせる装置として十分な役割を果たし、歓迎されざる訪れものにもかかわらず、十二月に丁重に迎えた後、二月に送り出されるというもので、大島のいう暮から正月にかけての厄神歓待と通ずるものがある。事八日にこうした相矛盾する儀礼が同居している理由は訪れものの属性の変化、コトザサ（ササガミ）の機能の変化がかかわっているのかもしれない。

以上、いくつか具体的事例をあげたが、栃木県下のササガミ習俗の傾向性についてまとめると次の通りである。⁽³⁸⁾

(1) 呼称 二月八日、十二月八日もダイマナコと呼ぶ地域が多い一方、年の始めと終わりに行なわれる行事であるところから二月八日を事始め、十二月八日を事じまいと呼んでいる所も多く、事八日の呼称も聞かれる。

(2) 両日の訪れものをヤクジン・ヤクガミ（厄神）・疫病神とする所と、悪魔・お化け・鬼とする所と大別でき、前者は災いをもたらすもの、後者は恐ろしいものとしてとらえられている。ともあれ両者とも好ましくない存在であるが、田の神・山の神・エビス・大黒等の幸いをもたらす神がやって来るといふ所もある。

(3) 材料と供え物 マダケが多く、その他シノダケ・モウソウダケ・クマザサ・カンチク等が多い。本数は圧倒的に三本が多く、頂部の笹を丸めてその上に供え物を供える。一方では笹の付いた直下の交差部分を縄で縛り、交差部分に供物を供える例も見られる。供え物は蕎麦・ウドン・赤飯が多く、その他蕎麦ガキ・小豆飯・餅・アソコモチ・団子等である。

(4) 設置場所 二月八日は母屋の前、十二月八日は母屋の裏という所が多い。しかし両日とも母屋の前に作ると

いう所もあって、全体として母屋の前に作る事例が目立つ。

(5)作る理由 魔除け・疫病除け・災難除けとする所がほとんどで、豊作を祈願するため、農事の始まりや終わりを祝うとしている地域もある。

結びにかえて

小稿では、事八日に関する研究史を大島の編著書に沿って整理し、文化庁による北関東のササガミ習俗に関する報告書を参考にしながら茨城・栃木両県の事八日の概略をまとめるとともに、両地域におけるササガミ習俗の特徴把握に努めた。

先ず事八日の概略であるが、例外は存在するものの北島が指摘するように二月八日、十二月八日の二度行事を行なう地域で、栃木県下では前者を事始め、後者を事納めあるいは事じまいと称していた。茨城県下では、訪れものの去来伝承に両者の対応が表れているものの、事始め、事納めに関する明確な伝承はやや希薄である。なお、両日の訪れものは、ほとんどが厄神・疫病神・貧乏神、あるいは一つ眼や巨大な眼といった異形の妖怪がほとんどで、中には田の神・山の神、エビス・大黒といった農業神・福神も存在するが、地域的には限定されていた。とはいえ、少なからず伝承例があることから、田の神の去来との関係は否定できないのであるが、全てを田の神との関係で解くことは不可能なことは言うまでもない。

また、この両日の行事内容を見ると、家毎の行事としては母屋の前後に目籠を立てたり、戸口に魔除けの呪物を掲げる一方、地域集団単位の行事をする所もあって、いわゆる道切りが両県下で行なわれていたほか、茨城県下では、百万遍の辻くり・門くりの実施例も認められた。そうしてこの両日は、履物や山入りのタブーが伴っており、事八日が謹慎生活を強いる行事であることを端的に物語っている。全国的に広く見られる針供養も、謹慎

生活も物忌との関係から把握することもできる。

一方のササガミ習俗は、茨城県の西部地域、栃木県の中央部から南東部地域に限定される特異な習俗である。こちらを訪れものの伝承が伴っているものの、茨城県下の伝承からササガミは本来訪れものにあげる供物のしつらえだったものが、いつしか神格化されササガミサマとして訪れものものになってしまったことが判明した。だからこそ、その属性は地域に伝えられている事八日の訪れものに近いものとなり、多少形を変えてササガミサマとして祀る一方、八日の訪れものも合わせて祀るという事態へと展開をとげたのである。

再三指摘したように事八日の訪れものは多岐にわたっており、藤田が言うようにこの両日は「諸々のこと様(神々)が移動する日」といった観を呈している。このことは、秋から暮・正月を経て二月に至る期間にさまざまな訪れものの習俗が目白押しであることと無関係ではないだろう。

以上を踏まえ、また別稿で長野県下の事例について分析を加えた上で、事八日の歴史的変化や属性について、それなりの見解を示すつもりである。

註

- (1) 倉石あつ子 二〇一四「年中行事」『日本民俗学』二七七号 日本民俗学会 六四～六六頁。
- (2) 倉石あつ子「年中行事」前掲論文 六九頁。
- (3) 松崎憲三 一九九九「街の飾りと季節感」『人生の装飾法』ちくま新書 一五八～一八九頁。
- (4) 松崎憲三編 二〇〇七「諏訪系神社の御柱祭」岩田書院 一～三九三頁。松崎憲三 二〇一六「千葉県下の式年祭」船橋市三山の七年祭を中心に『民俗信仰の位相』岩田書院 一五三～一七六頁。
- (5) 松崎憲三 二〇一八「七つの祝いと七五三」常総地方を中心に『茨城の民俗』五七号 茨城民俗学会 二五～四〇頁。

- (6) 松本市教育委員会編刊 二〇一一『松本の事八日行事』調査報告書」一〜一二頁。文化庁編刊 二〇一五『無形民俗文化財記録集61・北関東のササガミ習俗 茨城県・栃木県』一〜二四二頁。文化庁編刊 二〇一六『伊奈谷のコト八日行事』一〜九二頁。
- (7) 小川直之 二〇一三『日本の歳時伝承』アーツアンドクラフツ 一〜三〇八頁。
- (8) 小川直之 二〇一三『目一つ小僧の来る日』『日本の歳時伝承』前掲書 七七〜八四頁。
- (9) 大島建彦編 一九八九『双書フォークロアの視点8・コト八日』岩崎美術社 一〜二八一頁。
- (10) 北島(打江)寿子 一九七六『コト八日』『日本民俗学』一〇七号 日本民俗学会 二一〜二二頁。
- (11) 北島(打江)寿子 一九七六『コト八日』前掲論文 二二〜二六頁。
- (12) 富山昭 一九七八『静岡県の「コト八日」伝承とその事例と考察』『静岡民俗の会々誌』二号 静岡県民俗学会 四五頁。
- (13) 山口貞夫 一九二七『十二月八日と二月八日(二)』『旅と伝説』一〇卷二五号 三元社 七七頁。
- (14) 山口貞夫 一九二七『十二月八日と二月八日(二)』前掲論文 七八頁。
- (15) 和歌森太郎 一九六八『年中行事』至文堂 八七〜八九頁。
- (16) 大島建彦編 一九八九『双書フォークロアの視点8・コト八日』前掲書 二六九〜二七〇頁。
- (17) 大島建彦編 一九八九『双書フォークロアの視点8・コト八日』前掲書 二七五頁。
- (18) 文化庁編刊 二〇一五『無形民俗文化財記録集61・北関東のササガミ習俗 茨城県・栃木県』前掲書 七頁。
- (19) 松崎憲三「七つの祝いと七五三〜常総地方を中心に」『民俗信仰の位相と変容と多様性をさぐる』岩田書院 二七二〜二七三頁。
- (20) 藤田稔 一九五八『田の神信仰と二月八日の伝承』『水戸一高紀要』(大島建彦編 一九八九『フォークロアの視点8・コト八日』前掲書所収 八九〜九〇頁)。
- (21) 藤田稔 一九五八『田の神信仰と二月八日の伝承』前掲論文 九二頁。
- (22) 文化庁編刊 二〇一五『無形民俗文化財記録集61・北関東のササガミ習俗 茨城県・栃木県』前掲書 一一〇〜

一三頁。

- (23) 註(22) に同じ 五二頁。
(24) 註(22) に同じ 二〇頁。
(25) 註(22) に同じ 二〇頁。
(26) 註(22) に同じ 五〇頁。
(27) 註(22) に同じ 七五頁。
(28) 註(22) に同じ 九〇一頁。
(29) 註(22) に同じ 六頁。
(30) 註(22) に同じ 一八三〇一八七頁。
(31) 註(22) に同じ 一八七〇一八九頁。
(32) 註(22) に同じ 一八九〇一九〇頁。
(33) 南河内町史編さん委員会 一九九五『南河内町史民俗編』南河内町 五七六〇三頁。
(34) 栃木県教育委員会編刊 一九七九『栃木県民俗地図Ⅱ』三九頁。
(35) 註(33) に同じ 六〇四頁。
(36) 註(33) に同じ 七八八〇七九〇頁。
(37) 註(22) に同じ 二一五〇二一九頁。
(38) 註(22) に同じ 一八〇〇一八一頁。

成城大学名誉教授
成城大学民俗学研究所元所長